

## 介護事業経営者様へ

# 15年に一度の介護保険ダブル改正 どう考え、どう行動されますか？

### 2015年の介護保険報酬&制度改正に備えて

2000年の介護保険スタート以来、報酬と制度が初めて同時に改正されます。  
「小規模デイサービスはどう変わる？」「介護職員処遇改善加算はどうか？」  
ピンチをチャンスに変える発想が大切になります。

### 期待と不安が入り混じる介護業界

2025年には、現在の利用者数（426万人）が1.5倍になると予想されています。「国が借金大国なのに介護保険の財政は大丈夫なの？」「要介護（要支援）の基準がもっと厳しくなるのでは？」介護事業経営者・介護職員、利用者・家族のみならず、みんなが期待を寄せ、不安を感じているのが介護業界です。

### 社会性と経営性が求められる事業

「世の中の役に立ちたい（ご利用者・ご家族の幸福）」「適正な利益を確保したい（経営者・職員の幸福）」。  
この二つを同時に追求するのが介護事業経営であり、理想と現実のギャップに悩みながら、日々奮闘されていることでしょう。介護業界のサポートを展開しようとするのが社会保険労務士です。



## 経営・人事・労務管理のことなら かわちの社労士がサポートします

かわちの社労士は、これまでも介護保険・介護事業に強い関心を持ってきました。

介護事業経営者様のパートナーとして、地域密着型の「身近でお役に立つ」社労士でありたいと考えています。

### かわちの社労士（代表者）のプロフィール

- 1959年2月生まれ、東大阪市（旧布施市）で生まれ育ちました。東大阪市立楠根小学校・中学校、府立八尾高校卒業。最終学歴は大阪市立大学二部文学部（教育学専攻）中退。
  - 学童保育指導員（二部学生時代）、病院勤務などの職業を経験。
  - 1989年に中小業者団体の事務局に入局し、東大阪市内で8年間、大阪市内で14年間勤務。税金・経営・融資、労働保険社会保険、共済・社会保障などを担当し、相談・実務・講師活動にあたりました。
  - 2012年11月に社会保険労務士試験に合格し、  
2013年1月に社会保険労務士登録、事務所開業しました。
- ★開業以来、東大阪市内の介護事業所を100カ所以上訪問し、対話してきました。  
お陰様で、今年に入って次々と新規の事業者様から仕事をお受けしています。



### 介護事業とのかかわり

学童保育指導員、病院勤務、中小業者団体の社会保障担当などを通じて、福祉・医療・保育にかかわり、介護保険には発足当時から強い関心を持ってきました。  
近親者も介護ヘルパー、訪問介護サービス利用者であり、介護事業者様には一方ならぬお世話になっています。

## かわちの社労士事務所

社会保険労務士 喜多裕明  
〒577-0027 東大阪市新家中町6-7

★お気軽にご相談ください★

TEL 06(6784)4556  
FAX 06(6785)7113 <http://kawachino.org>

ココが大変

ご注意を！

# 介護事業所の人事・労務管理

## その1. よい人材を確保する ⇒ 採用と定着率向上がカギ

「この業界は人手不足が当たり前だから」とあきらめていませんか。採用へのこだわりがなければ、よくできる（生産性の高い）人材は集まりません。定着率向上には経営者として戦略を持つことが大切です。

## その2. 労基法を守る ⇒ 「指定取り消し」を受けないために

過去には残業代の未払い→是正勧告無視→罰金刑→指定取り消しの事例も出ています。これからの介護経営は労災の適用、社会保険加入、労働時間制度など、コンプライアンス経営を実践することが求められます。

## その3. 職員の生活を守る ⇒ 処遇改善加算終了後は・・・

3年前、交付金にかわって始まった介護職員処遇改善加算は次回法改正により介護報酬に組み入れられる見込みです。手当をカットするのか、引き続き支給するのか、来年3月までに検討を要する重要課題です。

## 社会保険労務士だからできます

### 労基署の監督 指導対策

- 労働法の専門家である **かわちの社労士**におまかせください。
- 労働時間一つとっても、ヘルパーの移動・研修・更衣・引継・業務報告書作成・待機など監督官から指導されやすい項目が目白押し。
- 調査は「労働者保護」が目的ですから、有給休暇取得や健康診断も指導されます。

### おすすめ！助成金代行 (介護事業所向け)

- ★**かわちの社労士**なら、助成金の計画作成から支給申請までを代行。こんな助成金が使えます。
- キャリアアップ助成金（健康管理コース）**  
パートタイマー（登録ヘルパー）の健康診断に対して、40万円を支給。
- 労働環境向上助成金（雇用管理制度）**  
正社員の雇用管理制度（①評価・処遇制度、②研修体系制度、③健康づくり制度）の導入に対して、①40万円 ②③30万円を支給。
- 労働環境向上助成金（介護福祉機器）**  
介護労働者の身体的負担軽減（腰痛対策）のために、移動用リフトや特殊浴槽などを導入する場合、経費の2分の1（上限300万円）助成。

### 人事・労務管理 のお悩み相談

- 人事・労務管理は **かわちの社労士**にお気軽に相談ください。
- 法改正などのタイムリーな情報提供、他事業所との情報交換・相互見学など、お役に立てることは様々あると考えます。
- 一人で悩まず、経営者様のパートナーとして **かわちの社労士**を活用してください。

**かわちの社労士事務所** TEL 06(6784)4556